

公 示

個人タクシー事業の許可申請者及び譲渡譲受等の認可申請者に対する法令試験について

平成 1 4 年 1 月 1 8 日付中運局公示第 2 4 4 号「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」で定める「Ⅰ. 10. 法令に関する知識」及び「Ⅱ. 4. 法令に関する知識」の基準に適合するかどうかを審査するため、次のように試験を実施するので公示する。

平成 1 4 年 1 月 1 8 日

中部運輸局長 津野田 元直

I. 試験制度

試験については以下のとおりの実施方法とする。

1. 事前試験

許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。

2. 申請後試験

許可申請等をした者を対象として実施する試験。

II. 事前試験

事前試験の実施方法等については以下のとおりとする。

1. 受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の（1）から（3）のいずれにも該当する者であること。

- （1）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。
- （2）年齢が 6 5 歳未満（人口が概ね 3 0 万人以上の都市を含まない営業区域等における受験者にあっては 8 0 歳未満）であること。
- （3）「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について（平成 1 4 年 1 月 1

8日付け中運局公示第244号)」(以下「審査基準」という。)I.3.
(2)又はII.2に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、同基準別表2の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

- (1) 受験者は、受験しようとする営業区域を管轄している運輸支局長を經由して中部運輸局長あてに受験申込書(別紙様式)を提出すること。
- (2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。
 - ① 4月1日から4月30日まで。
 - ② 8月1日から8月31日まで。
 - ③ 12月1日から12月28日まで。
- (3) 試験の実施時期は、毎年次の各期間におけるいずれかの日とする。
 - ① 7月1日から7月31日まで。
 - ② 11月1日から11月30日まで。
 - ③ 3月1日から3月31日まで。

3. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 試験は、筆記試験により実施する。
- (2) 出題範囲は、別表に掲げる事項から出題する。
- (3) 設問形式については、○×方式及び語群選択方式とする。
- (4) 出題数は、40問とする。
- (5) 配点は、問題の1問につき1点とする。
- (6) 試験時間は、50分とする。
- (7) 試験の合格基準は、90パーセント以上の成績とする。

4. 試験実施後の取扱い

- (1) 試験実施後、中部運輸局において合格者の公表を行う。
- (2) (1)と併せて、合格者に対して合格証を発行する。
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳(人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における合格者にあつては80歳)に達する日の前日

5. その他

- (1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることとする。
- (2) 試験合格後に1.(3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

Ⅲ. 申請後試験

申請後試験の実施方法等については以下のとおりとする。

1. 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施する。ただし、Ⅰ.に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

(1) 許可申請の場合

許可申請者

(2) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

(3) 相続の認可申請の場合

相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

(1) 許可申請及び譲渡譲受の認可申請の場合

原則として毎年次の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施する。

① 7月1日から7月31日まで。

② 11月1日から11月30日まで。

③ 3月1日から3月31日まで。

(2) 相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、(1)の実施時に併せて行うことができるものとする。

3. 出題範囲及び設問形式等

Ⅱ. 3と同じ

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後、合格者に対しては合格通知を発することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。

(2) 不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行う。

5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に合格証を発行する。

(2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。

① 合格証の発行日から2年を経過する日

② 年齢が65歳(人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における合格者にあつては80歳)に達する日の前日

IV. その他

1. I. に規定する試験は、原則として同時に行うものとする。
2. 試験の実施日時及び場所については、事前に中部運輸局等において公示するとともに、I. 1. に規定する試験の受験者及びI. 2. に規定する試験の試験対象者に通知する。また、I. 1. に規定する試験の受験者には、営業区域を記載したものを併せて通知する。
3. 試験結果の公表等については、次の事項を公表する。
 - (1) 結果発表時に次の事項を公表する。
 - ① 受験者数
 - ② 合格者数
 - ③ 法令試験の最高点、最低点及び平均点
 - (2) 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより問題の公表とする。
4. 試験に欠席した者は、原則として不合格とし、I. 2. に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続を行う。

附 則（平成14年1月18日付中運局公示第247号）

1. この公示は、平成14年2月1日以降に実施する試験から適用する。
2. 平成6年9月1日付中運局公示第97号「1人1車制個人タクシーの免許申請者及び譲渡譲受等の認可申請者に対する試験について」は、平成14年1月31日をもって廃止する。

附 則（平成16年12月21日付中運局公示第127号 一部改正）

この公示は、平成17年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成17年12月21日付中運局公示第127号 一部改正）

この公示は、平成18年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成20年6月13日付中運局公示第35号 一部改正）

この公示は、平成20年9月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成24年2月17日付中運局公示第106号 一部改正）

この公示は、平成24年4月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成27年1月29日付中運局公示第54号 一部改正）

この公示は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（平成27年9月30日付中運局公示第35号 一部改正）

この公示は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和2年12月25日付中運局公示第53号 一部改正）

この公示は、令和3年1月1日以降に実施する試験から適用する。

附 則（令和6年1月25日付中運局公示第109号 一部改正）

この公示は、令和6年1月25日以降に実施する試験から適用する。

附 則（令和6年5月27日付中運局公示第9号 一部改正）

1. この公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用

するものとする。

2. 令和6年度に限り、Ⅱ. 2. (3) ①の規定に基づき実施する法令試験に応じた受験申込書の受付期間については、Ⅱ. 2. (2) ①の規定に関わらず4月1日から5月31日までとする。

(別 表)

個人タクシーの試験問題の出題範囲

出 題 範 囲
<p>(1) 道路運送法関係</p> <ul style="list-style-type: none">① 道路運送法(昭和26年法律第183号)② 道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)③ 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)
<p>④ 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)</p>
<ul style="list-style-type: none">⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款(昭和48年運輸省告示第372号)⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて(平成13年11月15日付国自旅第107号)⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付国自旅第100号)⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付国自旅第101号)⑩ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について(平成14年4月5日付国自旅第5号)⑪ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(中部運輸局長等の公示及び通達を含む。)
<p>(2-1) タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域の場合のみ出題)</p> <ul style="list-style-type: none">① タクシー業務適正化特別措置法(第44条から第47条までに限る。)② タクシー業務適正化特別措置法施行規則(第28条から第38条までに限る。)
<p>(2-2) タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題)</p> <ul style="list-style-type: none">① タクシー業務適正化特別措置法(第46条から第47条までに限る。)② タクシー業務適正化特別措置法施行規則(第30条から第38条までに限る。)

出 題 範 囲

(3) 道路運送車両法関係

① 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

- ・ 第1条（この法律の目的）
- ・ 第11条（自動車登録番号標の封印等）
- ・ 第12条（変更登録）
- ・ 第13条（移転登録）
- ・ 第15条（永久抹消登録）
- ・ 第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）
- ・ 第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等）
- ・ 第41条（自動車の装置）
- ・ 第42条（乗車定員又は最大積載量）
- ・ 第47条（使用者の点検及び整備の義務）
- ・ 第47条の2（日常点検整備）
- ・ 第48条（定期点検整備）
- ・ 第49条（点検整備記録簿）
- ・ 第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・ 第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）
- ・ 第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・ 第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・ 第62条（継続検査）
- ・ 第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・ 第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・ 第69条第2項（自動車検査証の返納等）
- ・ 第70条（再交付）

② 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

- ・ 第1条第1号（日常点検基準）
- ・ 第2条第1号（定期点検基準）
- ・ 第4条（点検整備記録簿の記載事項等）

③ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

- ・ 第29条（窓ガラス）
- ・ 第43条の2（非常信号用具）
- ・ 第43条の3（警告反射板）
- ・ 第43条の4（停止表示器材）
- ・ 第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
- ・ 第53条（乗車定員及び最大積載量）

出 題 範 囲

- ④ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）
 - ・第2条（定義）
 - ・第3条（報告書の提出）
 - ・第4条（速報）
- ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
 - ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（中部運輸局長等の公示及び通達を含む。）

※ 上記1（1）①～⑨、（2-1）①～②、（2-2）①～②、及び（3）①～④に係る○×方式の問題については、別途本省から示すものの中から選択して出題するものとし、この場合、運輸局等においては一切の修正を行わないこととする。

(別紙様式)
年 月 日

中部運輸局長 殿

住 所
氏 名
生年月日

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可申請者及び譲渡譲受等の認可申請者に対する法令試験について」（平成14年1月18日付け中運局公示第247号）I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. 営業区域

2. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

3. 試験通知等の送付先

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____

4. 添付書類

自動車運転免許証の写し（表・裏）